(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　10本
(2) 案　　内　　板　　1基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

支笏紋別岳鳥獣保護区特別保護地区位置図

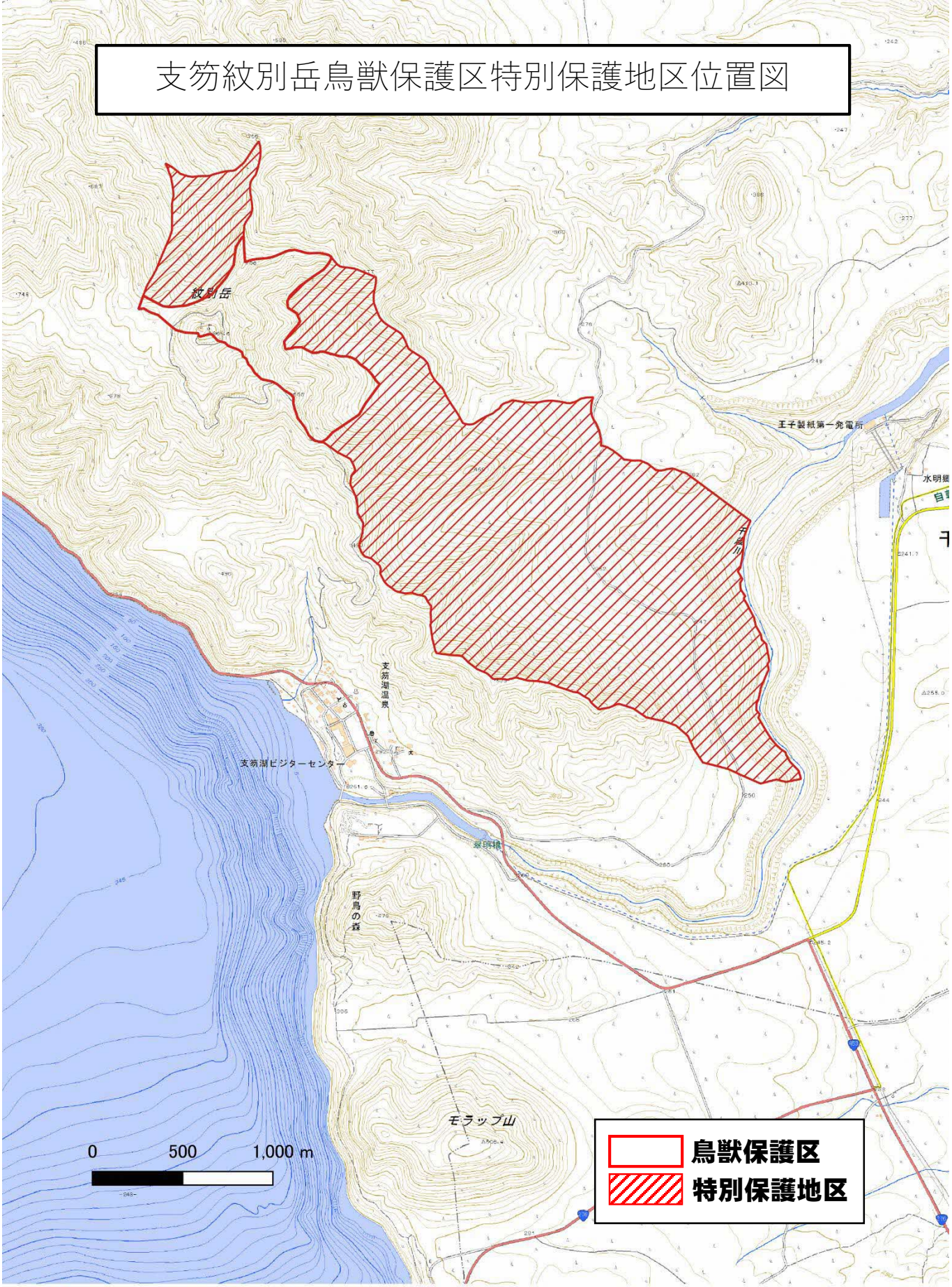

支笏紋別岳鳥獣保護区
（特別保護地区）

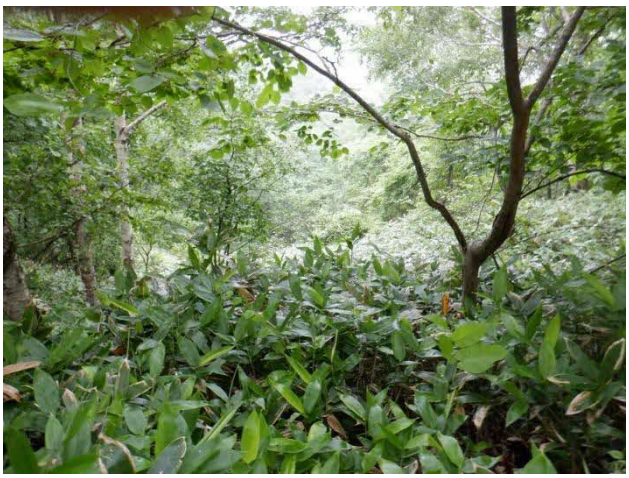

別記様式１

道指定穂別鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道

1　保護に関する指針等

(1) 特別保護地区の名称

穂別鳥獣保護区特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

道指定穂別鳥獣保護区のうち、国有林胆振東部森林管理署2012林班ろ、に、ほ小班の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和４年（2022年）10月１日から令和24年（2042年）９月30日まで（20年間）

(4) 特別保護地区の保護に関する指針

①　道指定鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

②　特別保護地区の指定目的

当該地域はＪＲ北海道日高本線むかわ駅から北東約20km、穂別鳥獣保護区の中央部に位置しており、イタヤカエデ、ミズナラ等の広葉樹の天然林が広がり特に良好な林相を成しており、加えてイエナップ沢川とその支流である多くの小沢の流域である。アカショウビン等のカワセミ科、カワガラス等の多様な鳥獣が生息しており、森林性の鳥獣の生息環境として特に好適であることから、生息する鳥獣及びその生息環境を保全するため、当該地域を特別保護地区に指定する。

管理方針

・定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

・農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

2　特別保護地区に指定しようとする土地の地目別面積及び水面の面積

総面積　　61ha

内訳

ア　形態別内訳

林　野	61.08ha
農耕地	ha
水　面	ha
その他	ha

イ　所有者別内訳

国有地　　61.08 ha

- 国有林
  - 林野庁所管　61.08 ha
    - 制限林　61.08ha
      - 保安林　　61.08ha
      - 砂防指定地　　ha
      - その他　　ha
    - 普通林　　ha
  - 文部科学省所管　　ha
  - （以下所管省庁別に記載）
- 国有林以外の国有地（所管省庁別に記載）
  - 財務省　　ha
  - 国土交通省　　ha

地方公共団体有地　　ha
- 都道府県有地　　ha
- 市町村有地等　　ha

私有地等　　ha

公有水面　　ha

ウ　他の法令（条例を含む）による規制区域

法（条例）の名称 （指定地域等の名称）	面積 （ha）	地種区分 （特別保護地区、特別地域等）	面積 （ha）
森林法	61.08	土砂流出防備保安林	61.08

3　指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア　特別保護地区の位置

勇払郡むかわ町に所在する当該地域は、ＪＲ北海道日高本線むかわ駅から北東約20km、穂別鳥獣保護区の中央部であり、鵡川と沙流川の中間に位置する国有林である。

イ　地形、地質等

標高200m前後の丘陵地であり、鵡川の支流であるイエナップ沢川が東西に流れている。

ウ　植生の概要

イタヤカエデ、ミズナラ、シナノキ等の広葉樹の天然林が流域沿いに広がり、森林の環境は良好である。

エ　動物相の概要

良好な林相と恵まれた流域環境を反映し、オオタカ、クマゲラ、アカショウビン等、森林性の鳥獣が多数生息する。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

鳥獣名	捕獲許可件数			被害農林水産物
	R1年度	R2年度	R3年度	
該当なし				

4　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項
当該特別保護地区内に鳥獣の生息及び繁殖に必要な施設を設置することにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償をする。

5　道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項
(1) 特別保護地区用制札　　５本
(2) 案　　内　　板　　１基（鳥獣保護区用と共用）

6　指定計画書添付書類
(1) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区位置図、区域図並びに林班図
(2) 道指定鳥獣保護区及び特別保護地区面積内訳表（別紙１）
(3) 林小班面積別内訳表
(4) 関係地方公共団体の首長・利害関係人名簿（別紙２）
(5) 関係地方公共団体・利害関係人との調整結果調書（別紙３）
(6) 農業振興地域との調整調書（別紙４）

穂別鳥獣保護区特別保護地区位置図

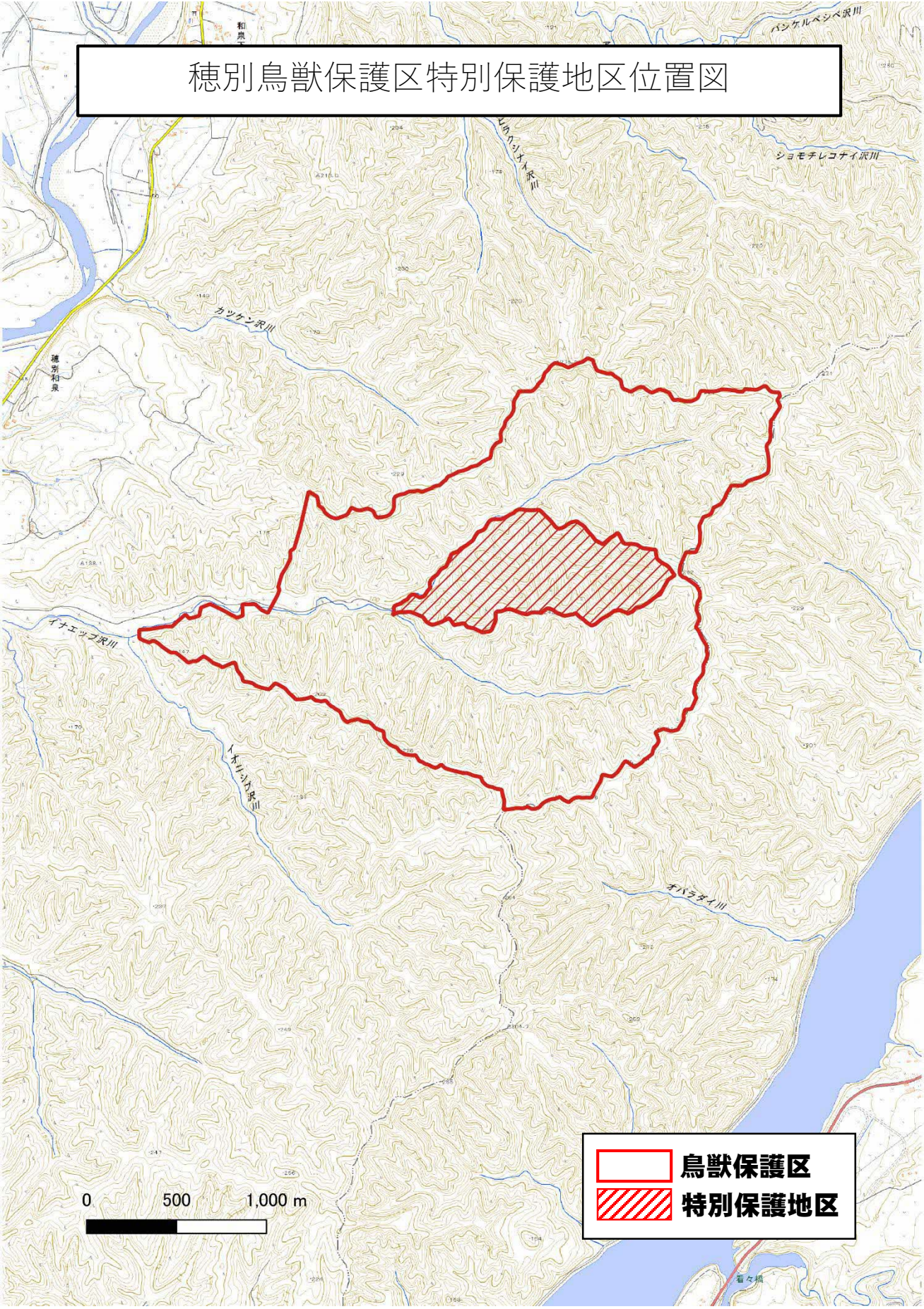

穂別鳥獣保護区
（特別保護地区）

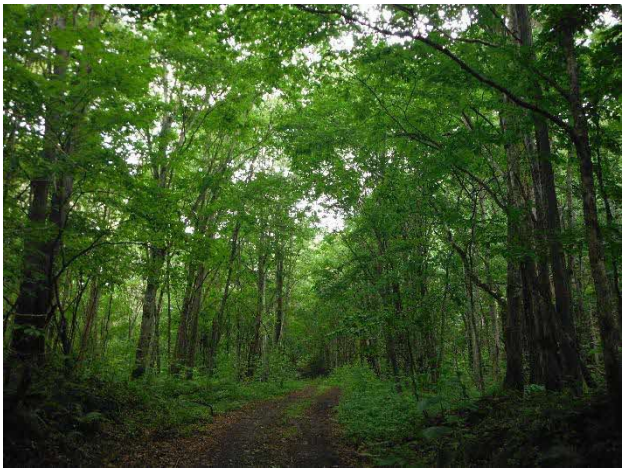

別記様式１

道指定ホロカウシャップ鳥獣保護区
特別保護地区
指定計画書（道案）

令和４年（2022年）７月８日

北　　海　　道